

横浜市告示第 402 号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等

横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき、定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける特定建築設備等のうち防火設備に係る定期検査は、防火設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、国土交通大臣が定めるところによるほか、当該検査の項目等を次のように定め、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

平成 28 年 5 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 1 この告示における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。）及び細則の例による。

第 2 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける防火設備に係る定期検査の項目等は、別表(あ)欄に掲げるものについては、同表(イ)欄のとおり読み替えるものとする。

別表

(あ) 平成 28 年国土交通省告示第 723 号別表第 1 から別表第 4 まで		(イ) 第 2 ただし書により読み替えるもの
別表第 1 (5) の項(に)欄、別表第 2 (15) の項(に)欄、別表第 3 (12) の項(に)欄及び別表第 4 (15) の項(に)欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)（令第 128 条の 3 第 5 項の規定により令第 112 条第 19 項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)(i)及び(ii)（令第 128 条の 3 第 5 項の規定により令第 112 条第 19 項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。
別表第 1 (17)	建築基準法施行令（昭和	建築基準法施行令（昭和

の項(3)欄	25年政令第338号。以下「令」という。) <u>第112条第11項から第13項まで</u>	25年政令第338号。以下「令」という。) <u>第112条第11項から第13項まで</u> (<u>第11項</u> にあっては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
別表第2(27)の項(3)欄、 別表第3(23)の項(3)欄及 び別表第4(26)の項(3)欄	令 <u>第112条第11項から第13項まで</u>	令 <u>第112条第11項から第13項まで</u> (<u>第11項</u> にあっては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)

※下線部については、令和2年4月24日施行